

◆書評◆

エリザベス・ブレイク著 久保田裕之監訳

『最小の結婚 結婚をめぐる法と道徳』

(白澤社 2019年 ISBN : 978-4-7684-7978-0 4200円)



山本 千晶

(フェリス女学院大学 国際交流学部)

本書はすでに国内の議論においても紹介されており<sup>1</sup>、翻訳が待たれていた一冊である。

本書の目的は、監訳者が指摘するように、『結婚制度はリベラリズムと両立するのか』『両立するならば、いかなる条件においてか』という、一見すると単純なもの(349-350頁)であるが、道徳哲学、政治哲学における数多くの結婚に関する議論に対して精緻な検証を行いつつ展開される議論は、その内容を追うだけでもかなりの集中力を要する。残念ながら、本書の目的が達成されているかどうかの評価は筆者の能力を超えており、専門分野の研究者に委ねるよりほかはない。

本書が、結婚と養育をいったん分離し、むしろ「結婚」の再定義に着手する点は興味深い。結婚と養育の分離はすでにフィンマンが提起しているところであるが、彼

女が法的カテゴリーとしての結婚を廃止し、他の社会関係と同じ規則(契約法や財産法)によって統括することを提案するのに対し、本書は(母子ではなく)成人間のケア関係を、国家が依然として保障すべき価値とみなす。そして、これらケア関係の維持を可能とするための権利(在留や居住、病院や刑務所での面会権など)が国家によって付与されるために、「結婚」という法的枠組みを必要とするのである。

このように結婚を成人間のケア関係として切り取るなら、異性か同性かの区別が重要でないのと同様、性愛関係である必要もなく、また排他的な二者間に限定する必要もない。むしろ、性愛に基づく関係のみに特権を与えることで、友人関係や成人間のケア・ネットワークが差別されてきたことに著者の問題意識がある<sup>2</sup>。

1 例えば、谷口洋幸・綾部六郎・池田弘乃編、『セクシュアリティと法—身体・社会・言説との交錯』法律文化社、2017年、pp.74-76を参照。

2 性愛に基づかない関係性にも何らかの法的保護を与える必要性については、家族法や憲法学において

本書は2部構成になっており、第I部「結婚の脱道徳化」では、道徳哲学における結婚に関する議論を検討することで、結婚が特別な道徳的重要性をもつとはいえないことが論証される。

第1章では、結婚の誓いをたてることによって、第2章では、献身によって、結婚の道徳的重要性を説明しようとする議論が取り上げられる。第3章は、結婚と性行為とのあいだに特別な道徳的関係を見出し、結婚が性行為に関するある種の善を達成できると主張する3つの代表的な議論（カント、新自然法論、徳倫理）が検討される。文化的、慣習的なレベルで、私たちが結婚に詰め込んできたものを一つ一つ分節化していく作業を著者とともに共有しながら、「結婚」をあらためて問い直す楽しさが第I部にはある。第4章では、フェミニズム道徳理論の一潮流であるケア倫理学の主張からケアの価値とその結婚との関係が検討される。ケアと正義の関係についての議論は蓄積があるが<sup>3</sup>、本書ではケア関係に一定の価値を認めつつ、「性愛規範性（amatonormativity）」という批判的視座を導入することで、よりオリジナリティのあ

る主張が展開されている。現在の結婚制度は、「中心的な、一对一の、排他的で、継続的な恋愛関係」（158頁）だけの特権化すること（性愛規範性）で、そのような規範に適合しない成人間のケア関係を不当に差別している。著者は、すでに多元化しているアメリカ社会における生活スタイルを例示しつつ、性愛に基づく関係とそうでない関係には道徳的に重要な差異は見いだせないことを示す。

第II部「結婚の民主化」では、リベラル・フェミニズムの立場から擁護可能な結婚、すなわち著者が「最小結婚」と呼ぶ結婚制度が提案される。

第5章では、婚姻制度が女性の従属と密接に関わっているというフェミニズムの批判を検討しながら、これらの批判に応えるには必ず結婚を廃止しなければならないわけではないことを示す。むしろ、廃止より改良することを支持する理由の一つとして、国家が結婚を再定義することは、結婚から同性カップルを排除した「過去の不正義の公的な修正を可能にしよう」（209頁）方法であると主張する。第6章では、同性婚を擁護するリベラルな議論が、性愛的な

も議論の蓄積がある。例えば、本書同様、リベラル・フェミニズムの立場から家族に対して契約アプローチを試みる野崎綾子は、これらの議論を概観したうえで、法律的な家族の多元化を擁護する（野崎綾子、2003、『正義・家族・法の構造変換 リベラル・フェミニズムの再定位』勁草書房、p.68.）。また、家族法学者の大村敦志は、「家族」のメルクマールを「人格的な「配慮」を相互に行うこと」に求め、結婚や親子を基礎とする家族以外にも、「家族」と呼ばれる関係があってもよいと主張する（大村敦志、2014、『新基本民法7 家族編 女性と子どもの法』有斐閣、p.152.）。

3 例えば、W. キムリック著／千葉眞・岡崎晴輝他訳、2005、『新版 現代政治理論』（日本経済評論社）第9章、山根純佳、2004、『産む産まないは女の権利か フェミニズムとリベラリズム』（勁草書房）第6章など。

一対一の関係に制約されている点を不十分であると批判する。というのも、性愛規範的な価値もまた、何らかの論争的で包括的な道徳的判断に依拠しているからである。そしていよいよ第7章では、リベラルな国家によって擁護可能な結婚の定義（＝最小結婚）について論じられる。第8章では、最小結婚をジェンダー不平等な社会において適用することにより、女性たちの状況をより悪化させるのではないかという懸念に対する回答が与えられる。

友人関係や成人間ケア・ネットワークに対して、一定の権利を認めることの必要性は理解できるが、個別の立法や法律の運用によって救済することも可能であるように思う。このような救済と、本書で提案される「最小結婚」との関係が筆者にはまだ十分に整理できていない。とくに、最小結婚が女性に結婚の選択肢を増やすことにより、「男性に対する交渉力を増大」（344頁）

させるといった効果が強調されるとき、最小結婚を具体的にイメージすることが難しく感じられる。著者が言うように、ケア関係が、「自分に関して深い知識を持った自分自身のことを価値ある存在として受容してくれる他者との関わり」（298頁）であるなら、それを選択肢として複数もちうるというのは、どれほど資源に恵まれている人であろうか（例えば、ローズという女性のケース（280-281頁）について、読者も一緒に考えてほしい。もし、このような個人が想定されているとするならば、リベラリズムの個人主義に対するフェミニズムの批判<sup>4</sup>に、本書は応えられているだろうか）。とはいえ、日本では結婚に際して自身の名字さえ個人が選択することを認めていない。だからこそ、正義のみに照らして考察を試みた「結婚」の定義と向き合い、現在の法制度のその先を見据えつつ、個別の法律と再び取組むことにも意義があるだろう。

## 参考文献

フィンマン、マーサ（上野千鶴子監訳）、2003、『家族、積みすぎた方舟 ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房。

4 例えば、岡野八代、2001、「リベラリズムの困難からフェミニズムへ」江原由美子編『フェミニズムとリベラリズム フェミニズムの主張5』勁草書房、p.15。